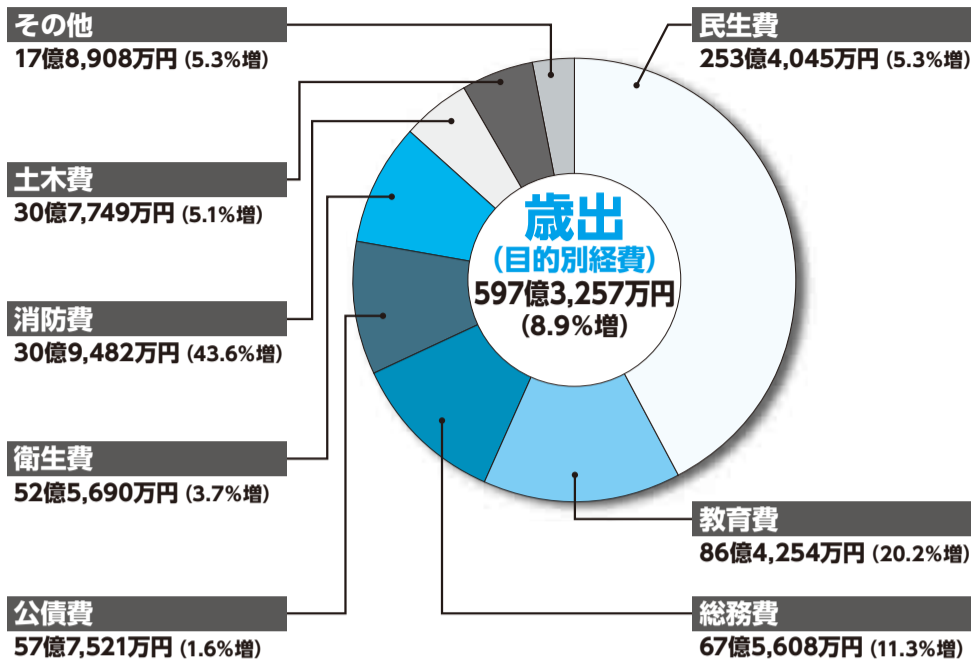


歳出 (目的別経費)

目的別経費とは、どのようなサービスにお金を使うかという目的に着目して分類した経費のこと。グラフの()内は前年度比。



一人当たりに換算すると…

決算額 (一般会計)		市税額	
29万8,253円/人 前年度 27万5,688円/人		14万8,187円/人 前年度 14万6,943円/人	
民生費	高齢者・障害者・児童の福祉など	12万6,528円	
教育費	学校の管理運営や整備、文化・スポーツ振興など	4万3,153円	
総務費	市の運営や市民活動、防犯・防災など	3万3,734円	
公債費	長期借入金の返済金など	2万8,836円	
衛生費	医療、保健、ごみ処理、環境保全など	2万6,248円	
消防費	消防活動や施設の維持・管理、救急活動など	1万5,453円	
土木費	道路、橋、公園の整備など	1万5,366円	
その他	議会や農業・商工振興など	8,933円	

※令和2年3月31日現在(20万275人)を基に一人当たりの決算額を計算しています。

一般会計の特徴

市の会計は、一般会計、特別会計、公営企業会計の3つに分かれています。令和元年度に市全体で使ったお金は合計で1,023億375万円です。

そのうち一般会計における決算の特徴としては、八千代台保育園及び東消防署庁舎の建設工事、小中学校のトイレ改修工事や普通・特別教室等空調設備整備PFI事業の実施などに伴い歳出額が増加したことが挙げられます。

地方財政法第7条第1項により、剰余金のうち2分の1以上の金額を基金へ積み立て、または地方債の繰り上げ償還の財源へ充てなければならないとされています。このため、剰余金13億3,545万円のうち6億7,000万円を財政調整基金に積み立て、残りは令和2年度に繰り越しました。財政調整基金と、特定目的のための基金を合わせた年度末の基金残高は、前年度と比べ8.7%増の58億72万円となりました。

経常収支比率は97.3%に上昇 公債費負担比率は14.2%に下降

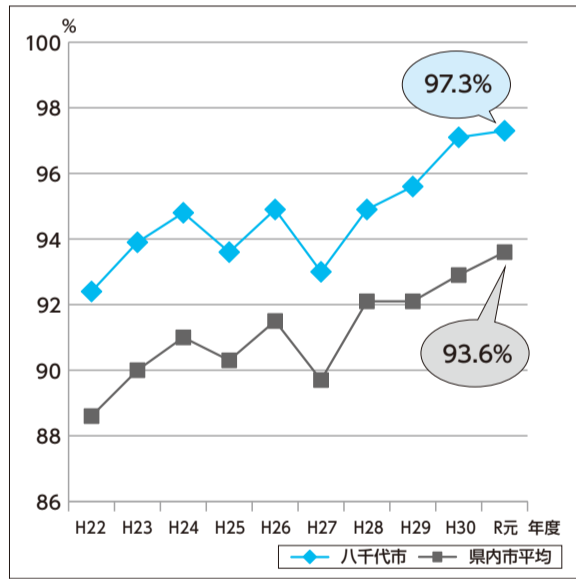
地方税のように、使い道が限定されず、毎年度経常的に収入される財源“経常一般財源”に対して、人件費・公債費や扶助費などの義務的

経費のほか、物件費の一部など、毎年度経常的に支出される経費である“経常的経費”が占める割合を経常収支比率といいます。

この比率が高いほど、財政的なゆとりがなくなくなり、投資的経費や新たな住民要望に使える財源が少なくなります。

市の令和元年度の経常収支比率は、物件費、扶助費、繰出金などの増加により対前年度比0.2ポイント増の97.3%に上昇しました。

公債費負担比率は、公債費に充当された一般[経常収支比率の推移]



財源の一般財源総額に対する割合です。15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインになり、比率が高いほど財政の硬直化が進行します。令和元年度は、対前年度比0.3ポイント減の14.2%に下降しました。

一般会計基金・市債等の残高

財政調整基金は、突発的な災害や緊急を要する経費に備えるための基金です。

市債は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が複数年度にわたって行われるものです。

債務負担行為は、複数年度の契約など、将来にわたって支払うことを約束するものです。

[一般会計基金・市債・債務負担行為残高]

基金残高 (うち財政調整基金)	市債残高	債務負担行為残高
58億72万円 (23億5,001万円)	511億9,209万円	165億8,653万円
2万8,964円/人 (1万1,734円/人)	25万5,609円/人	8万2,819円/人

※令和元年度末残高。「円/人」は、一人当たりの残高

この特集は次ページに続きます

紙・布類は雨の日には出さないようにお願いします

資源物の紙・布類(新聞、雑誌類、ダンボール、衣類など)は、濡れてしまうと資源にならない場合があります。雨の日は次回に出すようご協力ください。

また、衣類は主にアジア方面に輸出されます。中古衣類としてそのまま再利用されますので、洗濯してから出しましょう。なお、ひどく汚れたものは資源になりませんので、その場合は可燃ごみとして出してください。

不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル (ファクス兼用)
やちよし ゴミゼロ
0120-844-530

粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)
483-4506
平日9時~16時30分
(祝日を除く)

11月の資源物・ごみ収集日	コメ	該当地域	指定袋使用		資源物		コメ	該当地域	指定袋使用		資源物	
			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック
11月の資源物・ごみ収集日	1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側)	休み(第1火) 17(第3火)	月・水・金	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	5(第1木) 19(第3木)	月・水・金	火	土
	2	八千代台北	10(第2火) 24(第4火)	23日は収集あり	木	土	10	高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東 大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線から西側)	12(第2木) 26(第4木)	月・水・金	火	土
	3	八千代台西、八千代台南	休み(第1火) 17(第3火)	23日は収集あり	木	土	11	高津団地 大和田新田(1~99番地の成田街道南側)	5(第1木) 19(第3木)	月・水・金	火	土
	4	八千代台東	10(第2火) 24(第4火)	23日は収集あり	木	土	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	12(第2木) 26(第4木)	月・水・金	火	土
	5	上高野	4(第1水) 18(第3水)	23日は収集あり	火・木・土	月	23日は休み	13	勝田台	6(第1金) 20(第3金)	火・木・土	水
	6	村上団地	11(第2水) 25(第4水)	23日は休み	火・木・土	月	23日は休み	14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3~8丁目、麦丸、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側)	13(第2金) 27(第4金)	火・木・土	水
	7	村上(新川の東側)、村上南、下市場、勝田台北	4(第1水) 18(第3水)	23日は休み	火・木・土	月	23日は休み	15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎 緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	6(第1金) 20(第3金)	火・木・土	水
	8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	11(第2水) 25(第4水)	23日は休み	火・木・土	月	23日は休み	16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	13(第2金) 27(第4金)	火・木・土	水

◆お問い合わせは、クリーン推進課(421)6768
または清掃センター(483)4521(486)1011へ